

2012年8月27日

内閣総理大臣

野田 佳彦様

同文で岡田克也副総理宛て

国際婦人年連絡会

世話人 橋本 葉子

實生 律子

山口みつ子

女子差別撤廃委員会の民法改正に関する勧告に対し、

日本政府の意志表明を求める要望書

国会の会期末を控え何かとご多忙のことと存じ上げます。

ご承知のように、選択的夫婦別姓制度や婚外子差別撤廃に関する民法改正については、すでに1996年2月に法制審議会から法律要綱が答申されましたが16年を経た現在もなお実現しておりません。

その間望まぬ氏名や事実婚、通称使用を強いられ、とくに女性の社会進出が拓がる中で、各種免許証資格の取得等で、女性は様々な不都合や不利益を被っており、民法改正を求める声は日増しに高まっています。

氏名は個人の固有の人格権であり、基本的人権です。夫婦同姓の強制から別姓の選択が認められるべきです。また婚外子差別条項は憲法違反の決定がなされています。(2011.8.24 大阪高裁)

また国連の様々の人権機関からも、民法改正の勧告が繰り返しなされています。とくに2009年7月の女子差別撤廃委員会は本年11月までに勧告の実施状況について報告を求めています。

私たちはこの際、国際規範の受け入れを野田内閣が示されることを強く求めます。

私たちは2010年の通常国会で民法改正法案が提出予定であったことに大きな期待をしておりました。しかし閣議決定に至らず残念です。これからの日本の発展は女性の能力と活躍が期待されています。

については、今次国会に民法改正についての意志表明を閣議決定で示していただきますことをここに強く要望いたします。